

滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業 子ども食堂等緊急支援助成事業

■目的■

コロナ禍や物価高騰の厳しい影響が子どもたちに及ばないように、子ども食堂等の取組の支援を通じて地域における子どもたちの居場所や地域とのつながりを確保するため、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が子ども食堂等へ助成を行います。

■助成対象および要件■

地域の子どもたちが、食事を通じて地域の大人とつながり、安心して過ごすことのできる居場所づくり、またはコロナ禍においても子どもたちとのつながりを途切れさせないように活動している、次のいずれかに該当する子ども食堂等に対して助成をします。

- ① 子ども食堂つながりネットワーク SHIGA に加入している県内の子ども食堂
- ② 社会福祉施設等を活用した子どもの夜の居場所フリースペース
- ③ その他滋賀県社会福祉協議会会長(以下、「本会会長」という。)が認める子どもたちの居場所活動

令和4年7月から9月末日までの間に3回以上子ども食堂等の開催(活動)をすることが要件になります。

■助成内容■

上記要件を満たす子ども食堂等に対し、助成決定した日から令和5年1月末日までに要する経費について1か所あたり上限10万円の助成を行います。 ※詳細は別添に記載

■助成申請および報告について■

- ① 助成の申請は、「実施申請書(様式1)」、「事業計画書(様式2)」ならびに「助成金請求書(様式3)」に必要事項を記入し、滋賀県社会福祉協議会に提出してください。
- ② 提出された書面を確認し、滋賀県社会福祉協議会で助成の決定を行います。決定後、指定いただいた口座にお振り込みします。
- ③ 事業終了後1か月以内もしくは令和5年2月15日までのいずれか早い日に「実施報告書(様式4)」を滋賀県社会福祉協議会へ提出してください。

■注意事項■

助成金の振込先は、必ず団体の口座名義としてください。(個人口座不可)
必ず通帳のコピーを添付してください。(口座番号、支店、名義が確認できるページ)

〈問合せ・提出先〉

滋賀の縁創造実践センター 滋賀県社会福祉協議会
地域福祉課 はぐくみ係(武村、岩本)
TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160
E-mail shiga-hug@shigashakyo.jp